

港北区連合町内会 3月定例会

平成23年3月22日(火)午後1時30分から
港北区役所 1号会議室

会長あいさつ

区長あいさつ

※冒頭で、東京電力様から今回の計画停電について、説明がありました。

議題 市連報告

- 1 「平成23年度横浜市市民活動保険のご案内」リーフレットの配布について
(送付)
[資料1]

総務課
川越総務課長
(市民活力推進局)

横浜市では、市民の方が安心してボランティア活動を行えるように、市があらかじめ保険会社と保険契約を締結し、「横浜市市民活動保険」を実施しています。「平成23年度横浜市市民活動保険のご案内」リーフレットをお送りしますので、ご活用ください。

(1) 横浜市市民活動保険の主な補償内容等

賠償責任保険		傷害保険	
身体賠償	1名 1億円	死亡	1名 1,000万円
	1事故 5億円	後遺傷害	1名 30～1,000万円
財物賠償	1事故 500万円	入院	1日 3,500円 (180日限度)
保管物賠償	1事故 500万円	通院	1日 2,500円 (90日限度)

- (2) 送付方法 4月下旬の合同メールで自治会町内会長あて送付します。

2 「町の防災組織」活動支援事業について

(概要説明)

[資料2]

総務課
川越総務課長
(消防局 危機管理課)

本年度も、地域防災力の向上を図るため、「町の防災組織」(自主防災組織)を結成している自治会町内会等が行う自主防災活動を支援いたします。

(1) 事業概要

自治会町内会が結成する「町の防災組織」が行う防災訓練や防災資機材の購入等の活動を支援するため、1世帯あたり160円の活動費を補助いたします。

(2) 「町の防災組織」活動費補助金の取扱い

① 交付金額、交付対象活動、手続きの流れなどは変わりません。

② 従来から区地域振興課に提出していただいている、自治会町内会の予算・決算書類(事業計画書・収支予算書・事業実績報告書・収支決算書)を「町の防災組織」活動費補助金の添付資料として使用します。

※ 申請書、報告書と合わせて、受理となりますので揃わなければ審査ができません。

③ 区地域振興課に予算・決算書類を提出していない自治会町内会等の方は、別途に予算・決算書類の提出が必要になります。

④ 「町の防災組織」活動費補助金の申請金額及び支出金額と団体の収支予算書及び・収支決算書の「町の防災組織活動費」の金額との整合性を取ってください。

(3) 申請書類の送付

4月上旬に自治会町内会長あて地域活動推進費・防犯灯維持管理費申請書類・現況届と同封で送付します。

(4) お問い合わせ先

港北区役所 総務課	「町の防災組織」活動支援事業担当	TEL 540-2206
消防局 危機管理課	「町の防災組織」活動支援事業担当	TEL 671-3456

3 広報よこはま・県のたより・ヨコハマ議会だよりの配布について

(配布依頼)

[資料3]

区政推進課
堀区政推進課長
(市民局・市会事務局)

「広報よこはま」は、市政情報をはじめ、市民の皆様のご生活に必要な不可欠な情報を掲載し、各世帯のお手元にお届けする重要な広報媒体です。

また、同様に「ヨコハマ議会だより」につきましても、議会の活動状況をお知らせするため年4回発行を予定しております。

今年度につきましても、各世帯への配布について御理解と御協力をお願いいたします。

(1) 広報紙名:「広報よこはま」・「県のたより」

配布先: 貴団体に加入している世帯

(未加入の世帯にもお配りくださいますようお願いいたします)。

配布回数: 毎月1回(平成23年4月号～平成24年3月号)

配布時期: 各世帯へ毎月1日～10日までの間に配布してください。

本市から貴団体へお届けする期日

: 毎月末日までに配送業者を通じて、配布担当者様宛に申込部数をお届けいたします。(平成24年1月号は、平成23年12月29日までにお届けいたします。)

お届けする部数: 貴団体からあらかじめ申し込みいただいている部数

広報紙配布謝金の単価: 「広報よこはま」 1部あたり 9円

「県のたより」 1部あたり 8円

※実際にお配りいただいた部数についてお支払いします。

配布謝金の支払い: 両紙を合わせた6ヶ月分を一括して、年度内に2回(10月と3月)お支払いします。

(2) 議会広報紙:「ヨコハマ議会だより」

配布回数・発行予定月: 年4回(平成23年5月、7月、11月、平成24年2月)

配付謝金 : 1部あたり4円

配布謝金の支払い : 「広報よこはま」、「県のたより」の配付謝金と合わせて、各区役所からお振り込みいたします。

(3) その他

・貴団体による広報紙の配布が困難な場合には、区役所広報相談係又は市民局広報課まで御連絡ください。

・自治会町内会活動として、各世帯に広報を配布しているときに、万一事故で負傷した場合には、原則、横浜市が実施している市民活動保険の対象となります(状況によっては対象とならない場合もあります)。※ご相談窓口は・・・区役所総務課庶務係 市民活動保険担当まで。

・自治会町内会の区域内の高齢者グループホームなどの施設から広報紙配布の依頼がありましたら、配布についてご配慮いただきますようお願いいたします。

(4) 配布担当者や部数などの変更についての連絡先、ご相談

港北区区政推進課広報相談係: TEL 540-2222、FAX 540-2227

4 「横浜市交通安全運動実施計画」及び、「新入学児童・園児を交通事故から守る運動」

の周知について

(周知依頼・送付)

[資料4]

地域振興課
米山地域振興課長
(横浜市交通安全対策協議会、道路局)

平成 22 年中の横浜市内における人身交通事故の発生状況は 15,210 件(前年比－581 件)、死者数 63 人(前年比＋2 人)、負傷者数 17,864 人(前年比－621 人)と発生件数、負傷者数ともに 10 年連続で減少しました。

平成 23 年度は、課題に強力に取り組み、死傷者を限りなく「ゼロ」に近づけるため、各関係機関・団体と連携して、「市民の交通安全意識の高揚」と、「交通事故のない安全で住みよい街よこはま」の実現を目指してまいります。

つきましては、季節ごとの運動・強化月間を実施するにあたり、広く市民に周知を図るため、自治会町内会への内容(運動の目的、期間、重点、各機関・団体の取組等)の周知をお願いいたします。

なお、港北区内における交通事故は発生 1,322 件(前年実績 1,259 件)、負傷者数 1,509 人(前年実績 1,441 人)、死者数 8 人(前年実績 3 人)でした。

(1)平成 23 年度「横浜市交通安全運動実施計画」

①スローガン 「安全は 心と時間の ゆとりから」

②重点 i 子どもと高齢者の交通事故防止

ii 二輪車・自転車の交通事故防止

iii 飲酒運転の根絶

iv 違法駐車及び放置自転車・バイクの追放

v 暴走族の追放

vi 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

vii 夕暮れ時の前照灯の早目点灯

※日没の 1 時間前には点灯するよう呼びかける。

③年間運動

・各季の運動

名 称	実 施 期 間
新入学児童・園児を交通事故から守る運動	4 月 5 日(火)～11 日(月)
春の全国交通安全運動	5 月 11 日(水)～20 日(金)
交通事故死ゼロを目指す日	5 月 20 日(金)
夏の交通事故防止運動	7 月 11 日(月)～20 日(水)
秋の全国交通安全運動	9 月 21 日(水)～30 日(金)
交通事故死ゼロを目指す日	9 月 30 日(金)(予定)
年末の交通事故防止運動	12 月 11 日(日)～20 日(火)

・強化月間

名 称	実 施 期 間
自転車マナーアップ強化月間	5月1日(日)～31日(火)
二輪車交通事故防止強化月間 暴走族追放強化月間	6月1日(水)～30日(木)
違法駐車及び 放置自転車・バイククリーンキャンペーン	10月1日(土)～31日(月)
飲酒運転根絶強化月間	11月1日(火)～30日(水)

(2)平成 23 年度 新入学児童・園児を交通事故から守る運動

- ① 実施期間 4月5日(火)～4月11日(月)の7日間
- ② スローガン 「新入学児童・園児を交通事故から守ろう」
- ③ 重点
 - 1 新入学児童・園児を交通事故防止
 - 2 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

(3)「横浜市交通安全運動実施計画」、「新入学児童・園児を交通事故から守る運動 横浜市実施要綱」を3月下旬の合同メールで自治会町内会長あて1部送付します。

区連関係

5 地域活動推進費・防犯灯維持管理費補助金申請書類一式と現況届について (提出依頼) [資料5]

地域振興課
米山地域振興課長

地域活動推進費・防犯灯維持管理費補助金申請書類一式と平成 23 年度自治会町内会現況届の書類を送付いたしますので、必要事項を記入の上、ご提出くださいますようお願いいたします。

(1) 送付方法

4月上旬に自治会町内会長へ送付します。(町の防災組織活動費補助金申請書類と同封)

(2) 提出時期

自治会町内会総会終了後(現況届については先に提出していただいて構いません)

(3) 主な地域活動推進費補助金の対象外経費について

「会館整備補助金」「防犯灯維持管理費補助金」「町の防災組織活動費補助金」等の他の補助金の補助対象経費、消防団の活動費、入学・成人・敬老等の祝金、賀詞交歓会開催費・参加費、裁判費用、交際費、慶弔費(祝金、香典等)、懇親会費(新年会、忘年会、慰労会等)、寄付金、募金(共同募金、歳末助け合い募金、日本赤十字社社資等)、積立金、予備費、次年度への繰越金等

※1回に10万円以上の支払いが行われた場合、領収書の写しの添付が必要になります。(領収書は、会計簿とともに5年間の保存をお願いいたします。区役所から提示を求められることがあります。)10万円以上の支出がない場合は、その旨「収支決算書」に記載(金額を含む)をお願いいたします。

※区役所に提出した書類は、市民の方から情報公開請求があった場合、個人情報等の非開示となる部分を除いて、公開することとなります

(4) 主な防犯灯維持管理費補助金の対象外経費について

横浜市の所有している LED 灯は横浜市に請求されますので対象外です。(集約表には、LED 灯を含めた数字が記載される可能性があります。集約表の数量から、LED 灯の数量を引いた数量を申請してください。)

(5) 「地域活動推進費・防犯灯維持管理費補助金」説明会・個別相談日

下記の日程で、地域活動推進費・防犯灯維持管理費申請に関する個別相談を行ないますのでご利用ください。

(6) 全自治会町内会を対象とした説明会を開催いたします。

また、下記の個別相談日をご利用ください。(個別相談日に限らず、随時対応させていただきますので、ご不明な点等がございましたら、区役所地域振興課地域活動係までご連絡ください。(地域振興課自治会町内会担当 TEL 540-2234)

全自治会町内会向け地域活動推進費・防犯灯維持管理費説明会

5月7日(土) 13:30~15:30 区役所 1、2 号会議室

※予約の必要はありません。必要と思われる方は、ご参加ください。

自治会町内会 個別相談会

4月 26 日(火)~28(木) 9:00~17:00 港北区役所 4 階 地域振興課

※相談時間の予約をしてください。個別でご相談承ります。

6 消費生活推進員だより「あゆみ」第 23 号の回覧について
(回覧依頼)
[資料6]

地域振興課
米山地域振興課長

港北区消費生活推進員が「あゆみ」第 23 号を発行いたしました。3 月下旬の合同メールで班数分送付しますので、班回覧をお願いいたします。

7 港北区G30 行動及び清潔できれいな街づくり推進者表彰候補者の推薦について
(推薦依頼)
[資料7]

資源循環局 港北事務所
武井資源化推進担当課長
(「快適空間・港北」G30 推進本部)

G30 行動及び清潔できれいな街づくりの推進に貢献された個人又は団体につきまして、「快適空間・港北」G30 推進本部幹事である地区連合町内会長より、ご推薦くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

つきましては、提出期限の 4 月 18 日(月)までに地域振興課資源化担当まで FAX するか、窓口まで推薦書をお持ちください。また、該当者・団体がない場合は、その旨をお知らせください。

(1)提出期限:4 月 18 日(月)までに窓口にお持ちいただくか、FAX をお願いいたします。

※過去に本表彰を受けられた個人・団体は対象となりません。また、営利・営業・職務として行われた活動についても対象となりません。

(2)提出先:地域振興課 資源化推進担当 杉山、森

TEL 045-540-2244、FAX 540-2245

8 港北区社会福祉協議会役員および評議会の一斉改選に伴う次期理事・評議員の
候補者選出について
(推薦依頼)
[資料8]

港北区社会福祉協議会
根本事務局長

港北区社会福祉協議会役員および評議会の一斉改選に伴う次期理事・評議員の候補者の推薦を港北区連合町内会にご依頼いたします。

9 港北土木事務所からの報告

10 その他・行政機関からの情報提供 等

(1) 港北警察署

(2) 港北消防署

(3) 港北区役所

- ・東北地方太平洋沖地震の被災者への毛布の調達について
- ・東北地方太平洋沖地震の被災者への義援金について
- ・東北地方太平洋沖地震の港北区の被害について

4月の主な事業スケジュール					
2日	土	午前9時30分から	綱島公園	第21回綱島桜まつり	
7日	木	午後2時から	区役所1号会議室	港北区交通安全対策協議会総会	
10日	日	午前7時から		統一地方選挙	
13日	水	午後7時から	区役所1号会議室	体育指導委員委嘱式	
21日	木	午後1時30分から	区役所1号会議室	区連会4月定例会	
23日	土	午前10時から12時 午後1時から4時	港北公会堂 2階1号会議室	平成23年度地域のチカラ 応援事業「公開提案会」	
26日	火	午後1時30分から	港北公会堂ホール	消費生活推進員委嘱式	

閉会